

1 議 事 日 程

〔令和元年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

令和元年6月6日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第49号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第50号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第51号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第55号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門 田 直 樹 議員	副委員長	神 武 綾 議員
委員	長谷川 公 成 議員	委員	原 田 久美子 議員
”	徳 永 洋 介 議員	”	柳 原 莊一郎 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

総務部長	石 田 宏 二	教育部長	江 口 尋 信
総務部理事	山 浦 剛 志	議会事務局長	阿 部 宏 亮
総務課長併 選管書記長	川 谷 豊	社会教育課長	木 村 幸代志
経営企画課長	高 原 清	学校教育課長	鳥 飼 太
文書情報課長	山 口 辰 男	文化財課長	城 戸 康 利
管財課長	柴 田 義 則	文化学習課長兼 中央公民館担当課長兼 市民図書館担当課長	百 田 繁 俊
防災安全課長	齋 藤 実貴男	文化学習課参事	寺 崎 嘉 典
地域コミュニティ課長	藤 井 泰 人	スポーツ課長	安 恒 洋 一
議事課長	吉 開 恭 一		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 岡 本 和 大

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第49号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川谷 豊） 皆さん、おはようございます。

議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は13、14ページ、条例改正新旧対照表は1ページでございます。

今回の条例の改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正し、規則において必要な事項を定めることとするものであります。

規則で定める内容といたしましては、大きく2点ございます。

1点目は、長時間労働の是正についてでございますが、超過勤務命令の上限を原則1カ月45時間、1年360時間と設定するもの等でございます。

2点目は、職員の健康確保に係る措置でございまして、長時間労働に関する面接指導につきまして、災害等によりやむを得ず行う長時間労働に関し、申し出があった場合の面接指導の対象となる時間数を1カ月につき100時間から80時間に引き下げること等を定めるものであります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時02分)

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第50号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 について

○委員長(門田直樹委員) 日程第2、議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(川谷 豊) 議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は15、16ページ、条例改正新旧対照表は2、3ページでございます。

今回の条例の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、選挙関係の特別職職員の報酬額が変更されたことに伴い、これを準用し定める本市における報酬の額を改正する必要が生じたものでございます。

内容といたしましては、選挙長が現在1日につき1万600円のところ1万800円に、投票所の投票管理者が1日につき1万2,600円のところを1万2,800円に、期日前投票所の投票管理者が1日につき1万1,100円のところを1万1,300円になど、8件の報酬の額を改定するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時04分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第51号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について

○委員長(門田直樹委員) 日程第3、議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長(城戸康利) おはようございます。

議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」説明申し上げます。

議案書は17、18ページです。新旧対照表は4、5ページになっております。

今回の改正は、展示館を有料化するという条例の改正になります。

その理由としましては、ご存じのとおり平成31年4月1日に新元号令和が発表されて以来、展示館は二月で6万人を超える来場者ということになりました。しかし、展示館は昭和55年に開館してから39年たっております。老朽化も進んでおると、それから中の展示についても随分変えられていないということもありまして、来訪者の方にご満足いただけるようなこと、それから改修費用を考えていかなきゃいけないということがありまして、その必要性から有料化ということで条例の一部改正を行うものでございます。

改正は、新旧対照表をごらんいただければと思います、第7条で入館料を定めるということです。それから、指定管理者でやっておりますので、その部分の文言の修正、追加を行っております。別表入館料ですが、これは無料だったのを大宰府展示館では、一般200円、高校、大学生100円と、小・中学生無料とするものでございます。分館である水城館と一緒にそのまま無料ということでつけております。別表の備考がございまして、学校教育法第1条に規定する学校の児童・生徒と及びこれら引率者が学校教育活動に基づき入館するときは無料とすること、教育目的の部分については無料にしていくということにしております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 先ほど説明で、やっぱり老朽化と、あと展示物も大分古いということで、今後ちょっと改築なり新しい展示物なり、そういう計画についてはもうされてあるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 建物躯体そのものは、済みません、正確な名前が出てきませんが、公共施設の計画的な改修の計画の中に展示館も載っておりますので、現在のところそれで進めておるところです。中の展示物については、今指定管理しております古都大宰府保存協会と相談しながら、優先順位をつけて進めていくということで話をしておるところです。それについての計画そのものというのは、紙にして残っておるわけではございません。

済みません、躯体のほうですが、太宰府市公共施設等総合管理計画です。この中で進めておるといところでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 今、課長からちょっと答えがあったんですけども、改修のために入館料を設置するというふうに聞こえましたけれども、有料であったものを平成22年に無料にした、その無料にした経緯をちょっと教えていただけますか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 済みません、ちょっとお待ちください。

無料化については、一人でも多くの方においでいただいて、出土遺構とか関連を思慮いただいて、大宰府史跡に対する理解、関心を深めていただくということで無料にするという説明を平成22年のときは行っておるところです。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 令和になって6万人の入館者がいたと。それで有料にするというのは、個人的に言ったら、そういうなことで人数が多くなったから、また今度は少なくなったらまた無料にするのかと。そういうふうなことでは、お客さん、令和で富山県の高岡市にしてもいろいろなところをちょっと調べさせていただきましたが、やっぱり施設を来館者が多く来るような設備にして、そして入館料なり拝観料をいただくというのは、おもてなしの意味

においては本当に大事なことだろうと思います、財政も税収も少しは増えてくるから。でも、その税収を設備改修に充てるということは、私はそれは来る方に対しては失礼なことだろうと思いますので、とにかく私は無料であってほしい、このまま無料であってほしいと思います。急に人が増えてきたから入館料を上げるというのは、ちょっと私は余りよくないのではないかと思います。

それと、せっかく大型駐車場ができて、そこで結構バスがとまるようになりました。こうやって私も車をとめて見ていましたけれども、そこから歩いて展示館のほうに入られていますけれども、その人数にしてみれば、1人200円だったらそれは団体扱いというのがほとんど、20名、10名から団体という扱いがあると思うんですけれども、この条例を見ますと、その団体扱いも記されていませんし、そういうまだ精査するところがあって、きちんと精査をした上でこの条例をしていきたいなあと考えておりますけれども。いいです、あとは。

○委員長（門田直樹委員） 回答は。

○委員（原田久美子委員） それでいいです。

○委員長（門田直樹委員） それでいいって。

○委員（原田久美子委員） それに対しては、団体扱いの計画はあるのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） ここにお示ししておりますように、団体も検討したんですけれども、今回は団体扱いはしないということで提案させていただいております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 一般が200円、高校、大学生100円で、大体年間どれぐらいの来館者、売り上げを見込んであるのか。もし、シミュレーションしてあれば、教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 2カ月で6万人という数なんですけれども、これを有料化すると皆さん入られるかということ、そのままではいかないということで、今のところ令和元年度、平均してこれから先、1日、一般の方200人、高校、大学生20人ということでシミュレーションをしております。令和2年は若干減っていくでしょうから、1日で150人と10人ということでずっとやっとして、令和5年で1日で一般が100人、高校、大学は5人が平均ではなかろうかという推定で計算をしております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） どうなんやろ。100円と50円という考え方もあったと思うんですけれどもね。そこで、いろいろな考え方があの中で最大の理由、200円と100円にした理由、最終的にもう200円と100円にしようと思った理由があれば、教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） これだからこれという確たる根拠ということはございませんが、周辺の市町の公的などところでいきますと、恒常的に料金を取るところはございません。ですが、市内で見ますと、例えば天満宮の宝物殿ですとか、菅公歴史館というのもあるんですが、そういうところを見ておきますと、それよりは低目の設定でということではございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 入館料を徴収するときの方法なんですけれども、券売機を置くのか、職員さんが窓口つくられるのか、そこら辺の検討はいかがでしょうかね。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） これは指定管理者の古都大宰府保存協会と今相談をしておるところですが、必ずもぎる人が要りますから、人は要るであろうということを考えております。あと、券売機をどうするかというのは、今検討中というところなんです。券売、売るところと、切符をもぎるといふか、入館どうぞというところと2つ要るんですね。ですんで、これを両方とも人間でやるのか、片っぱは機械にお願いして、片っぱだけ人間でやるのかという検討を今させていただいているところです。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） ということは、人件費はプラスされるということになるんでしょうかね。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） はい。これに伴って、人件費は必ず発生すると考えております。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 済みません、もう一点。

本会議場でちょっと質疑があった中で重なるかもしれませんが、この条例の設置が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というところの第30条に基づいているということになっているんですが、この中で、学校、図書館、博物館、公民館の他の教育機関を設置するというので、ここの中に大宰府展示館が入っているということになるんですけれども、教育行政の原則からいって、無償の原則とかというところでは、有料化することというのがちょっとなじまないのかなあというふうに思うんですけれども、ここら辺の議論はどんなふうに行われていたのか、ちょっと経過を伺いたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） なかなか難しいところでしたが、先ほどちょっとご説明申し上げましたけれども、そういう点では、最初の議論では小・中学生からも徴収するというところから議

論始まっていたんですが、小・中学生以下は無料と、それから備考の2を説明しましたけれども、学校教育法に基づいてやる分については無料であると。ですから、どこまでなるのかわかりませんが、地域でいきますと総合学習の中で子どもたちがやって来るとか、そういうことについては当然のところ無料にするということで配慮しておるつもりでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

柳原委員。

○委員（柳原莊一郎委員） 先ほどの長谷川委員の質問に関連するんですけども、令和元年については1日当たり200人の一般入場者数を見込んで、それでシミュレーションをして、実際に改修整備等に必要な資金なりが十分に収入できる、いつごろ改修ができるという見込み、どのくらいの時期にそれを考えておられるのかをお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 躯体といいますか、建物そのものの改修をどこでやるかということについては、今のところどこでやるということまではいっておりません。

ただ、先ほどの人数の予測、それから先ほど申しました人件費を差し引いていきますと、200人、20人で月25日、それから臨時職員が2人要るところで計算しますと、収支としては500万円ほどの収入になるというふうに予測はしております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） この料金表なんですけれども、65歳以上とか高齢者、それと障がい者の分についてはどうなっていますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 障がい者は備考にあるんじゃない。

文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 済みません、申しわけありませんでした。

高齢の方については特には設けておりませんが、備考の3で身体障がい者については、介護の方1人についてまで無料ということでしたしております。

○委員長（門田直樹委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 介護者がついてない場合は、もうこの大人の分、一般料金ということですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） いえ、そうではなくて、ご本人はもちろん無料で、プラス介護の方1人まで無料ということでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 発券のチケットなんですからけれども、何かできたら思い出に残るようないいチケットをつくっていただけたら、あそこ行ってきたよというふうに何か自慢できるような。そうすると、広がって宣伝効果にもつながるんじゃないかなあとと思いますんで、それは要望ですので、よろしく願いしておきます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。いいですか。

文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） どうもありがとうございます。ぜひそのようなことにしたいと思えます。

ただ、7月からということなんで、当初間に合うかというところはちょっと心配しておるところではございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） なら、私から1点。

老朽化も進んでおるし、こんなにたくさん、1年分の何倍かがあつという間に来るような状況、いつまで続くかわからないけれども、こういうふうな措置というのは当然だと思う。それで、やっぱり入館料で建物が建てかわるぐらい甘くはないのは重々わかるんですが、やるべきだと思いますが、問題は指定管理者、市の直営じゃないので、ここにも条例にもあるけれども、収入は全部指定管理者に入るはずだから、その分の市営の還付というんかな、取り上げというたらいかんですね、それを通常は一定利益の半分を市に返すという契約を結んであるはずだけれども、その分はどうなりますか。

文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 今おっしゃったとおりでございまして、収入は指定管理者に一旦入りますけれども、収益の5%を超える分については、その2分の1を市に戻すという契約でやっております。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

そしたら、いろいろな経費を、だって独立の会計ですから、だから5%にならなくなったらどうなるのかという。あくまでも古都大宰府保存協会さんの、指定管理者の会計でしょう。だから、向こうが利益を出すか出さないかは、向こうの会計ですからね。市が直接にはなかなか、かかわっているけれども、だからこの分は手をつけるなという考えなのか、ちょっとここじゃ聞きにくいけれども。間違いなく、これいけるんですかね、概要だけ。

文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） ご心配のところ、ありがとうございます。

このことについては、ですから指定管理料の中で基本動くというところの部分ですから、古

都大宰府保存協会の収入とはまた別個ということになります。ですから、ここの中の会計で経費として使われるのは、先ほど申しました券売とかの人件費、それから今申しましたように展示の改修、そういうものになっていくと考えておりますし、そういうことで担当課としては相談はさせていただきたいということで考えております。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。

また、評議員会でお聞きします。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） やっぱり老朽化も進んでるということで、公共施設と同じ並びで今やろうとしていますけれども、何か急に、さっき委員長が言われたように令和によってこれだけ来られたんで、やはりぜひ市長のほうに頑張ってください、県とか国から特別交付金をいただきくなり、やっぱりここをチャンスに変えて、展示館の、やっぱり市民の方ももう一度行きたいかなあというリピーターが増えるような何か整備計画というのを早急にやっていただけたらいいかなあという要望です。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はございませんか。

柳原委員、賛成ですね。

○委員（柳原莊一郎委員） はい、賛成の立場で討論をします。

○委員長（門田直樹委員） 反対討論はありますか。

じゃあ、こっちのほうが先ね。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 今回の提案なんですけれども、いろいろ質疑の中で、来訪者が増えてきて本当に喜ばしいことで、この提案については賛否両論あると思います。私たちもいろいろ考えたんですけれども、以前、平成22年に無料化したとき、先ほどの課長の回答にもありましたけれども、一人でも多くの方に来ていただきたいと、理解を深めていただきたいという趣旨が、入館料を取ることで中に入らないとかというようなこともあり得ると思います。市民の方もそこは太宰府に来た方にはぜひ寄ってもらって、さらに知っていただきたいので、無料のままでいいのではないかなという声もありました。先ほど質疑の中でも申し上げましたけれども、この施設自体が情報提供だったりとか学習の場であるということで、社会教育施設という観点から入館料を取ることは反対をしたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 賛成討論はございませんか。

柳原委員。

○委員（柳原莊一郎委員） 賛成の立場です。

ただ、できることなら展示内容の充実というものをできるだけ早期に、持ち出しでも早く実現してほしいなあと。本来であれば、充実した後の有料化ということが一番望ましいとは思いますが、時節を考えた上で有料化自体は賛成ですけれども、そうした整備というものをできるだけ早く実現をしてほしいなあとというふうに思います。

○委員長（門田直樹委員） 討論はございませんか、反対討論。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 先ほど私、団体割引みたいなものはないかということを行ったんですけれども、駐車場が団体で来られます、駐車場も増えて、そこから駐車料も取られるし、入館料もそのまま一般の方200円取られるということは、少しそこに駐車をしたら一部割引という形にやっぱり持っていかないと、駐車場にもとめられないと思いますので、そのところをもう少し精査していただきたかったなあと考えております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 賛成の立場で討論いたします。

どこの観光地に行っても駐車料金、こういった施設はもう今はもうもちろん入館料を取られます。ですから、やっぱり200円を払ってよかったとか、そういった魅力のある施設に今後期待いたしまして、私は賛成の立場で討論いたします。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

よって、議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成3名、反対2名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第55号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○委員長（門田直樹委員） 日程第4、議案第55号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、あわせて説明を求めたいと思います

が、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

2款1項10目職員管理費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(川谷 豊) それでは、補正予算書12、13ページ、2款1項10目、991職員管理費、5節災害補償費、療養補償の40万円についてご説明いたします。

こちらは、平成30年6月に発生いたしました、ごじょう保育所臨時職員1名の公務災害に係る治療費につきまして、災害補償として支払います本年8月までの予定額40万円を計上するものでございます。

災害の内容といたしましては、保育所内で転倒したことによる、右上腕骨の挫傷、右手関節の捻挫でございまして、市の公務災害補償条例の適用となっております。現在もりハビリを続けており、医師により8月までの治療継続が見込まれたため、今般補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、2款2項1目総合企画推進費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長(高原 清) 2款2項1目、細目990総合企画推進費250万円についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、新元号令和を記念いたしまして、令和の典拠であります梅花の歌32首序文と寄附者のお名前を刻んだチタン製のモニュメントを作成するもので、ふるさと納税で寄附を募り、その寄附額の範囲内で実施をさせていただくものでございます。

その費用としまして、ふるさと納税のサイトの掲載などの委託料といたしまして100万円、記念モニュメント自体の制作費といたしまして150万円の合計250万円の増額補正をお願いするものでございます。

これに係る財源でございますが、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

18款1項1目2節ふるさと太宰府応援寄附といたしまして、500万円を計上しております。

これは、ふるさと納税といたしまして1口1万円の500件分でございます。このうちの250万円を記念モニュメントの制作費等に充てるものでございます。残りの250万円につきましては、一般財源ということになります。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

柳原委員。

○委員（柳原莊一郎委員） 記念モニュメントの件でお尋ねします。

大きさが決まっていれば、教えていただければと思います。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） この大きさにつきましては、現時点では決まっておりません。というのが、寄附者の方の人数によって大きさがちょっと変わってくると。表の序文のほうは、序文の分だけですのである程度スペースは決まっていますけれども、裏のほうに寄附者の方のお名前を刻ませていただく予定でございます。現時点では、先ほどご説明いたしました1口1万円で500件分を想定しております。現在では約400件ほど今寄附があっておりますが、6月30日までの締め切りということで、あと100件ほど見込んでおります。500件ということになれば、また相当の大きさにはなつてこようかと思ひます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、次に2款2項5目地域コミュニティ推進費について説明を求めます。

地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤井泰人） 細目311地域コミュニティ推進費、19節負担金、補助及び交付金、一般コミュニティ助成事業交付金240万円についてご説明いたします。

これは、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業に係る交付金でございます。

この事業は100%助成事業で、昨年8月24日付で全44自治会に助成事業申請の希望を募りましたところ、12の自治会から希望が提出されました。そのうち、本年3月27日付で長浦台区自治会が採択されたことによりまして、申請されました240万円の助成額を補正計上するものであります。

事業内容につきましては、長浦台区自治会が使用いたしますテント、放送機器、ちょうちん等の夏祭り用備品、椅子、机、物置など公民館備品などの購入、整備に要する費用でございます。

なお、本歳出に係る歳入財源につきましては、補正予算書10ページ、11ページをごらんください。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入のうち、総務費雑入240万円が一般財団法人自治総合セン

ターから宝くじの社会貢献広報事業の一環として交付されます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 毎年この助成事業があっていると思うんですけども、今回は長浦台の1カ所ということで、申し込み12カ所あった、残りの11カ所、恐らく必要な事業があるということで申し込みされていると思うんですけども、そこら辺の協議はされているのか。これには通らなかったけれども、ここはちょっと市から助成してほしいなどの要望はあっているのかということをお答えください。

○委員長（門田直樹委員） 地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤井泰人） ただいまご質問にありました採択されなかった11自治会につきましては、手続としましてはこれまで全て申請書を出していただいてその申請書を県のほうに出しておったんですけども、県のほうからまず希望を募ってくれということで、希望を募ってもらった内容からこれまでの申請の内容とか申請の回数とか、あと内容について精査をした上で、県のほうに3自治体に絞って申請をしてくれというふうな指導が今年からあっております。それに基づきまして、一応希望を募りましたところ、出していたところその旨を話しまして、今回についてはまず3つの申請のところにも選択がちょっとできなかったというようなことも話ししておまして、3つの自治会のほうに申請を出していただいたというふうな形になっております。

ただ、この申請につきましては、希望も含めまして必要性を市のほうにも、また県のほうにも継続して伝えていただきたいというところもございまして、よっぽど申請が必要ないということがない限りはこの申請を出していただくような形でお願いをしながら、毎年の声かけをやっしていこうというふうにご考えておるところです。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） それぞれの自治会で、やっぱり老朽化、備品も足りないという話もよく聞かれますので、そこら辺は出し続けることに意義があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳出の説明を終わります。

続いて、歳入の審査に入ります。

補正予算書10、11ページをお開きください。

19款1項1目財政調整資金繰入金について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 19款1項1目6節財政調整資金繰入金206万9,000円につきましてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、今回の6月の補正財源調整といたしまして、財政調整資金を充てるものでございます。なお、平成30年度末の財政調整資金残高といたしましては31億2,239万1,586円となる予定でございます、6月補正充当後の残高は31億2,032万2,586円となる予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳入の説明を終わります。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第55号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時38分〉

○委員長（門田直樹委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和元年8月22日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹